

宮津市建築物耐震改修促進計画

平成29年 3月

宮 津 市

第1章 はじめに

1. 計画の背景 ～住宅・建築物の耐震化の必要性～	1
2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画期間	3

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況	4
2. 住宅の耐震化の現状と目標	11
3. 公共建築物の耐震化の現状と目標	12
4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	12

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震化施策の現状	13
2. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	14
3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	14
4. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備の取組み	15
5. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組み	15
6. 地震時の総合的な安全対策に関する取組み	16

第4章 その他耐震化の促進に必要な事項

1. 国・京都府等との連携	17
2. 計画の推進体制	17

第1章 はじめに

1. 計画の背景 ～ 住宅・建築物の耐震化の必要性 ～

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6千余の尊い命が奪われ、そのうち約9割は建築物や家具類等の倒壊・転倒による圧迫死であったといわれています。

被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

その後も、新潟県中越沖地震（平成19年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）などの大地震が頻発しており、平成23年には東日本大震災が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっています。

一方、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生の切迫性も指摘されており、今後30年以内の発生確率が約70%と予想されています。

中央防災会議においても、南海トラフ地震や首都圏直下地震への対策を検討しており、津波による浸水地域以外では、「建築物の被害」が死傷者発生のものであることや、出火・火災の延焼、避難者の発生、救助活動の妨げになること、また、災害廃棄物の発生等の抑制には、建築物の耐震性の向上が重要であることから、引き続き耐震化を推進することが必要であると指摘されています。

宮津市やその周辺には、丹後震災を起こした郷村断層帯をはじめ、山田断層帯、養父断層帯など強い地震を起こす可能性のある活断層が数多く存在しており、今後、地震による犠牲者や被害を最小限にとどめるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

このような背景を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正や国の基本方針、京都府耐震改修促進計画（平成29年2月）等との整合を図るため、平成20年12月に策定した「宮津市建築物耐震改修促進計画」の見直しを行うとともに、地震時における被害の軽減及び市民の生命と財産を守るため、京都府や関係団体等と連携して、計画的かつ総合的に建築物の耐震化を促進することを目標として、本計画を策定します。

2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

平成7年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、耐震改修促進法が制定されました。

その後、地震防災推進会議の提言を踏まえ、住宅や建築物の計画的かつ早急な耐震化を推進するため、平成17年にその一部が改正され、各都道府県による「耐震改修促進計画」の策定が義務付けられました。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえた社会資本整備審議会による答申に基づき、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、平成25年に耐震改修促進法の改正がなされました。

改正後の耐震改修促進法の概要は、次のとおりです。

(1) 耐震化の促進のための規制強化

- ① 要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表
- ② 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設

(2) 耐震化の円滑な促進のための措置

- ① 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例措置の創設
- ② 耐震性に係る表示制度の創設

(3) 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修に係る認定制度の創設

その他、耐震診断・改修を促進するため、助成のかさ上げや税の軽減なども行われました。

3. 計画の位置づけ

宮津市建築物耐震改修促進計画は、建築基準法などを関係法令とし、耐震改修促進法に基づき京都府が策定した「京都府建築物耐震改修促進計画」を上位計画として策定するものです。

本計画は、宮津市内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策を計画的かつ効果的に促進するための計画として策定します。

4. 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度までとします。

なお、国や府の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況

平成20年に京都府により行われた、活断層による地震及び東南海・南海地震の地震被害想定調査によると、宮津市における地震による人的被害及び建物被害は以下のよう
に予測されています。

表1-1 地震想定被害(人的被害)

	最大予測 震度	人的被害 (人)				
		死者数	負傷者数	重傷者数	要救助者 数	避難者数 (短期)
山田断層帯	7					
郷村断層帯	7	230	1,265	257	963	14,670
養父断層	6弱	30	319	33	150	5,616
上林川断層	6弱	6	169	6	61	3,155
三峠断層	6弱	3	148	3	50	5,616
東南海・南海地震	5強	0	2	0	0	1,047

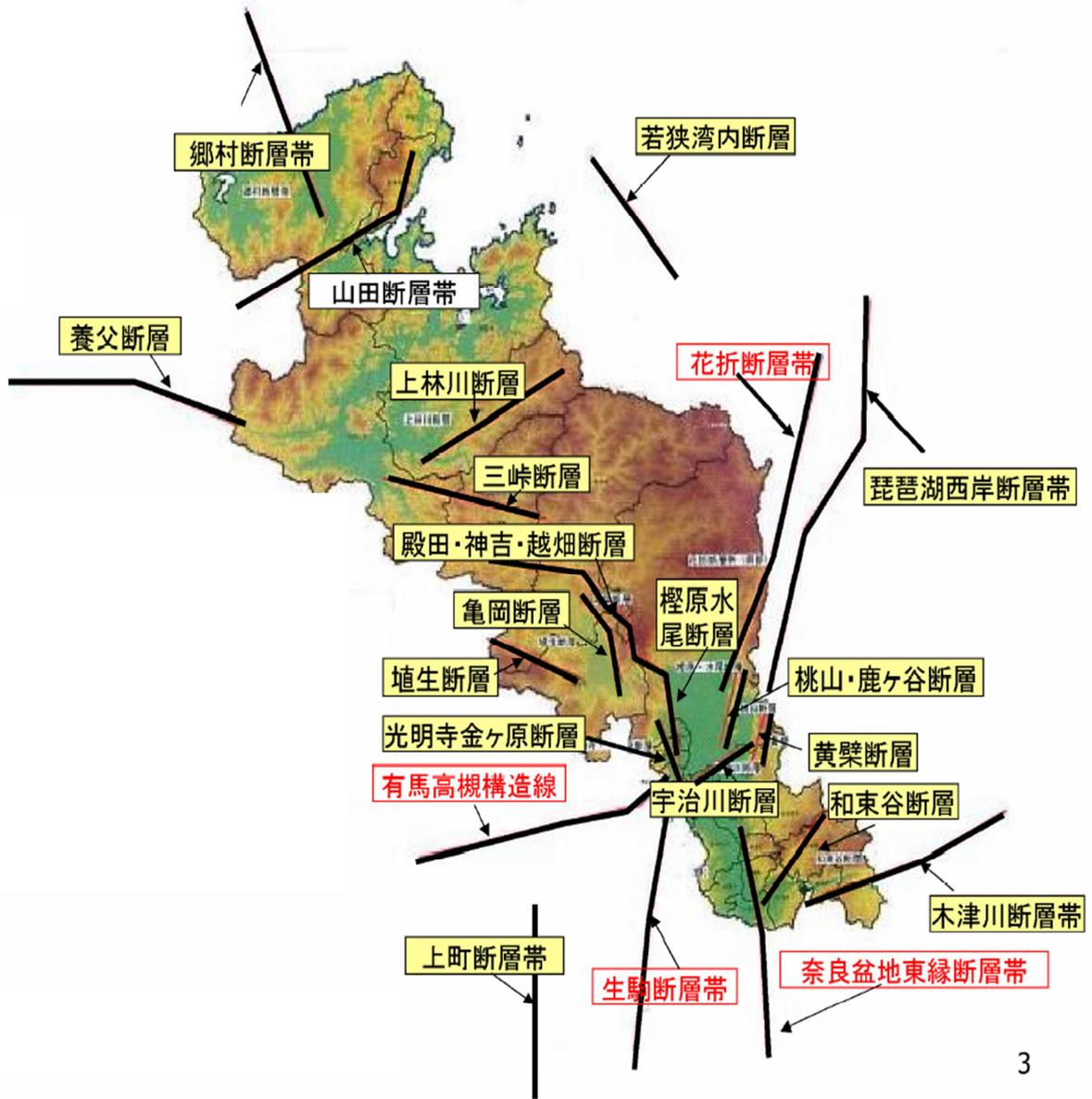
出典：京都府地震被害想定調査(2008)

表1-2 地震想定被害(建物被害)

	最大予測 震度	建物全数 (棟)	建物被害 (棟)		
			全壊	半壊	焼失建物
山田断層帯	7	23,994	9,364	6,600	2,637
郷村断層帯	7		8,688	6,548	2,190
養父断層	6弱		1,514	4,146	96
上林川断層	6弱		742	2,639	51
三峠断層	6弱		638	2,432	0
東南海・南海地震	5強		208	697	0

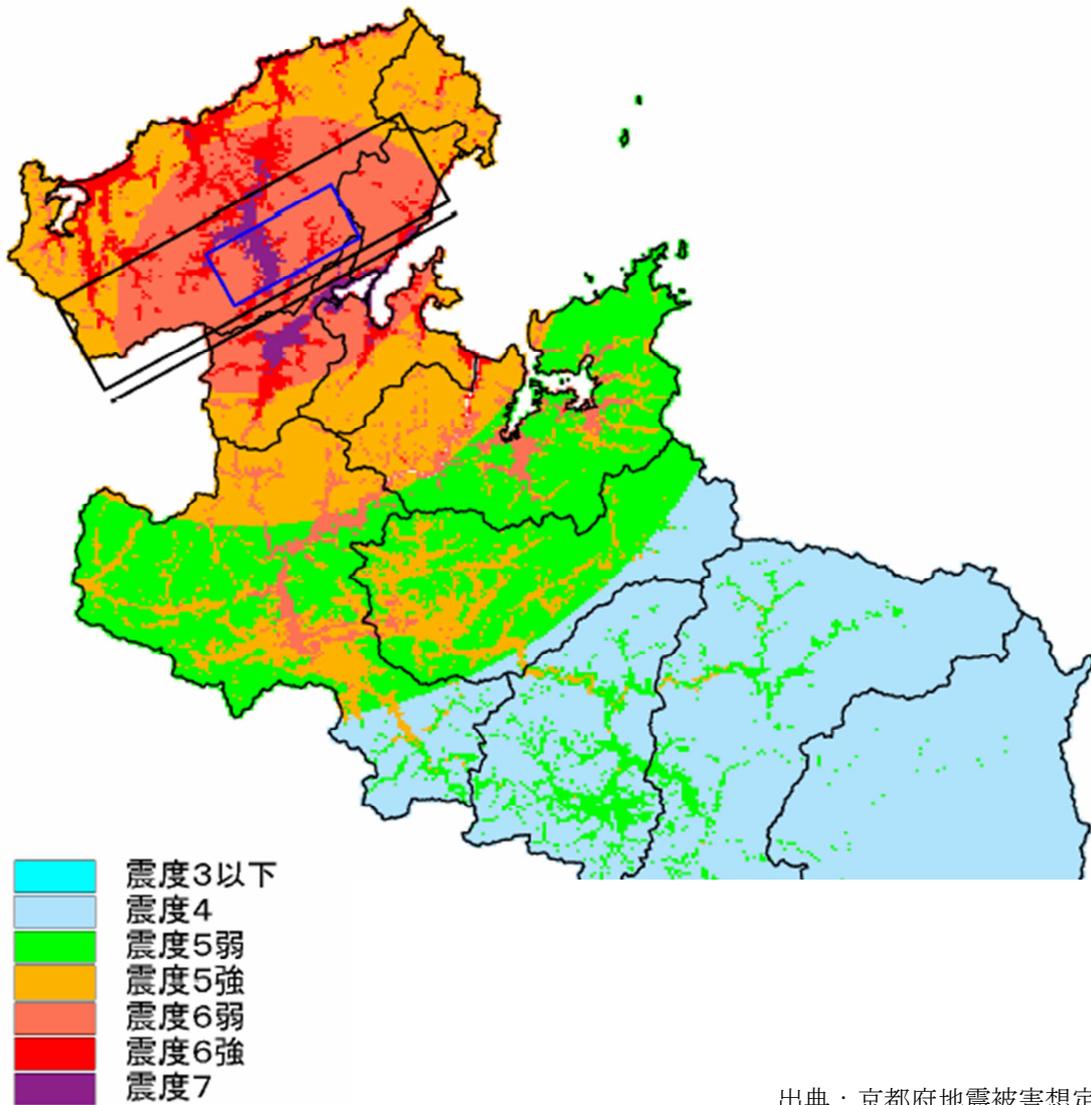
出典：京都府地震被害想定調査(2008)

図1 京都府内の活断層



出典：京都府地震被害想定調査

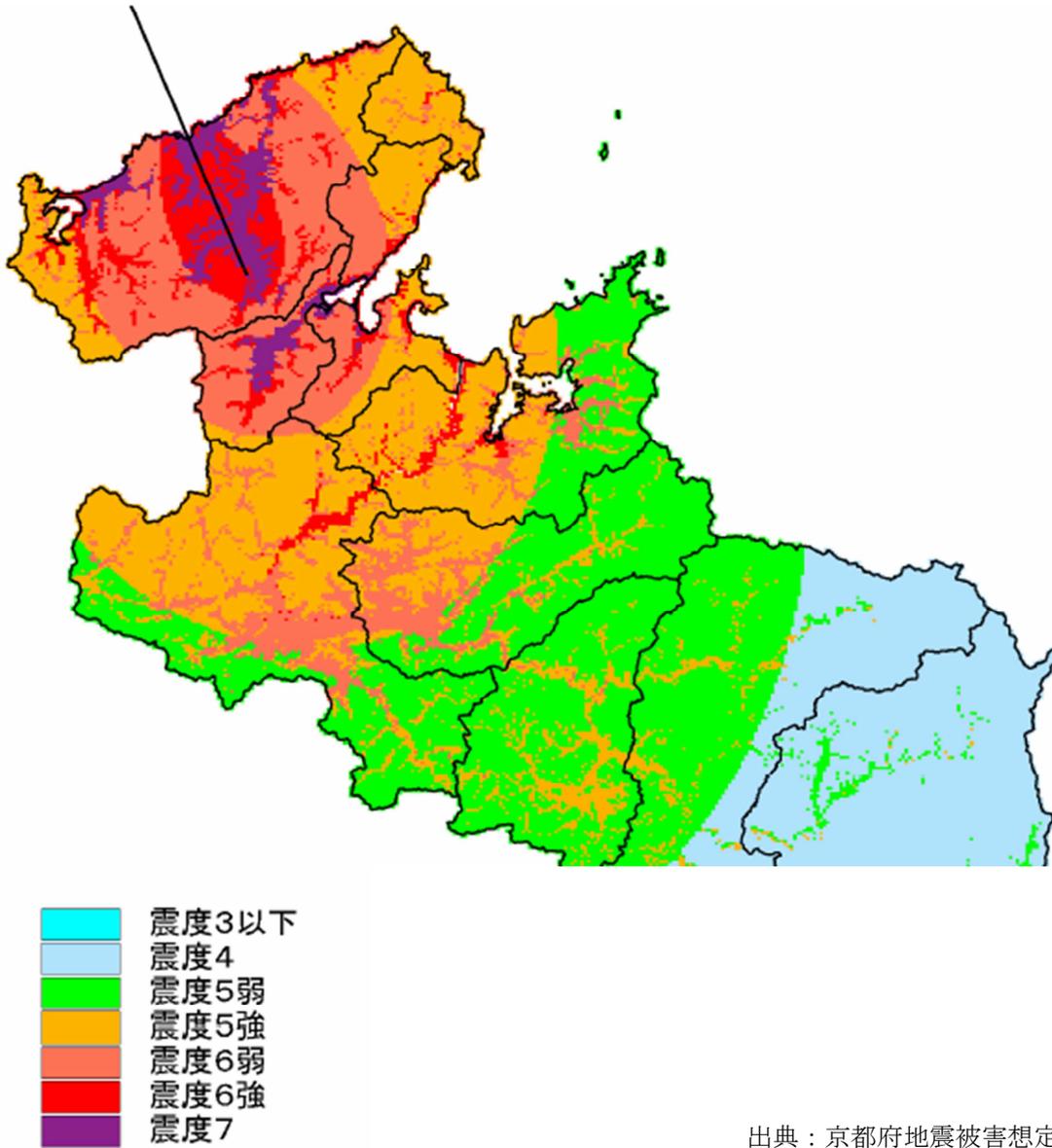
図2-1 震度分布図 — 山田断層帯 —



【震度予測】

府中地区、吉津地区の平地部で震度7、その他の平地部で6強となり、全域において5強以上が予想され、山間部の世屋地区では6弱～6強となる。

図2-2 震度分布図 — 郷村断層帯 —

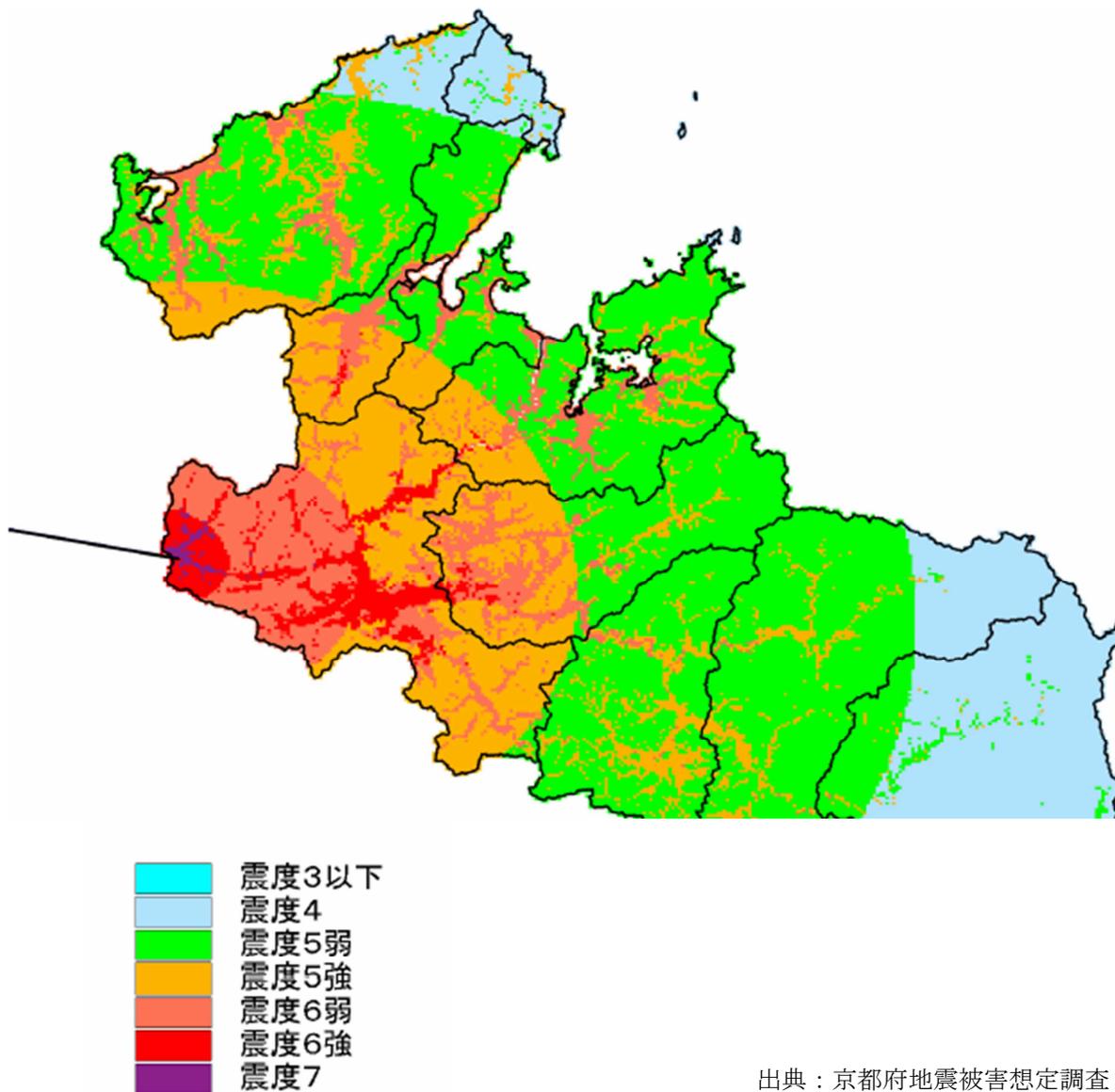


出典：京都府地震被害想定調査

【震度予測】

府中地区、吉津地区の平地部で震度7、その他の平地部で6強となり、全域において5強以上が予想される。

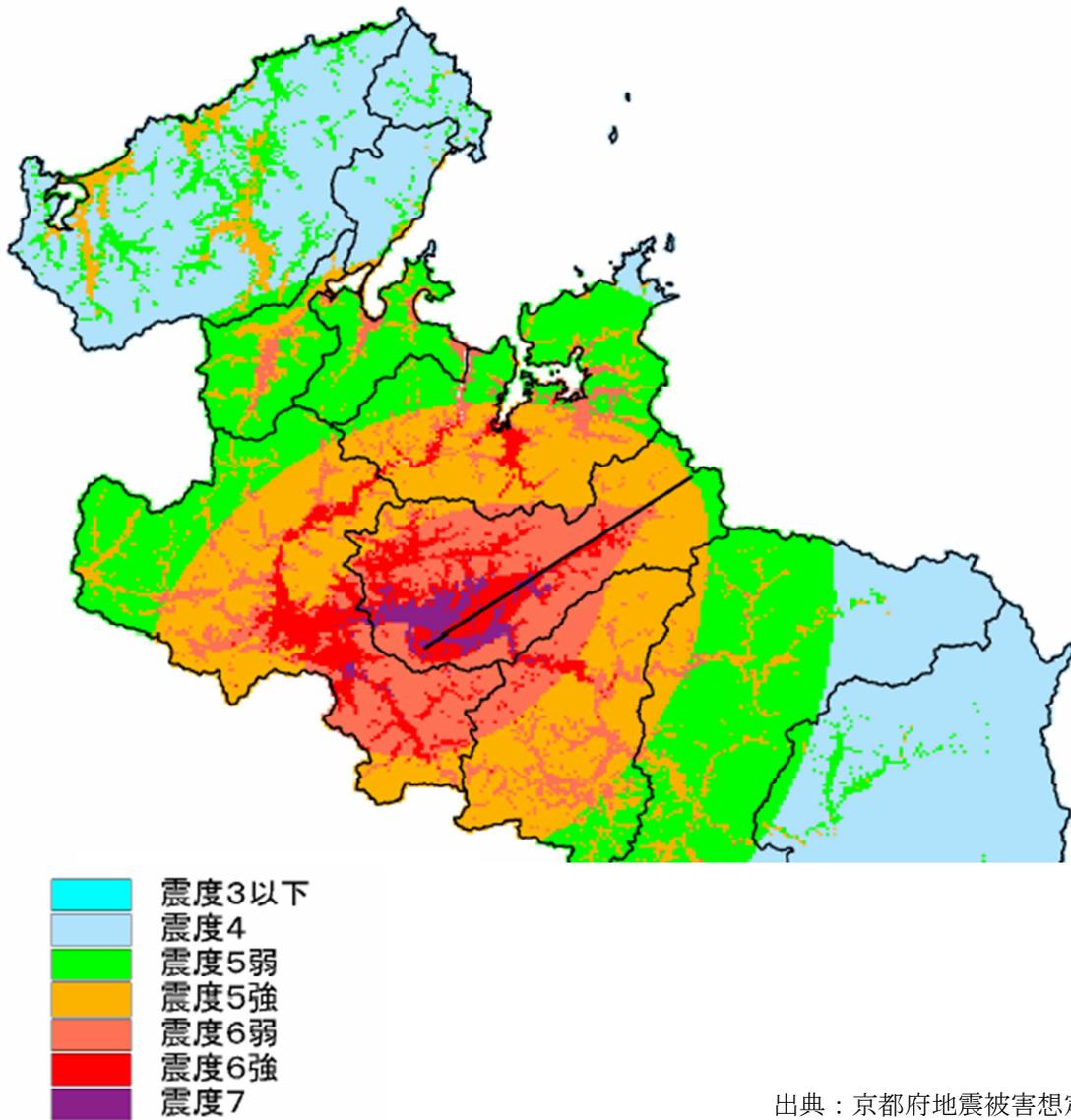
図2-3 震度分布図 — 養父断層 —



【震度予測】

日置地区以北を除く平地部のほとんどで6弱となり、その他の地域では5弱から5強となり、山間部の大江山南西部では5強以上が予想される。

図2-4 震度分布図 — 上林川断層 —

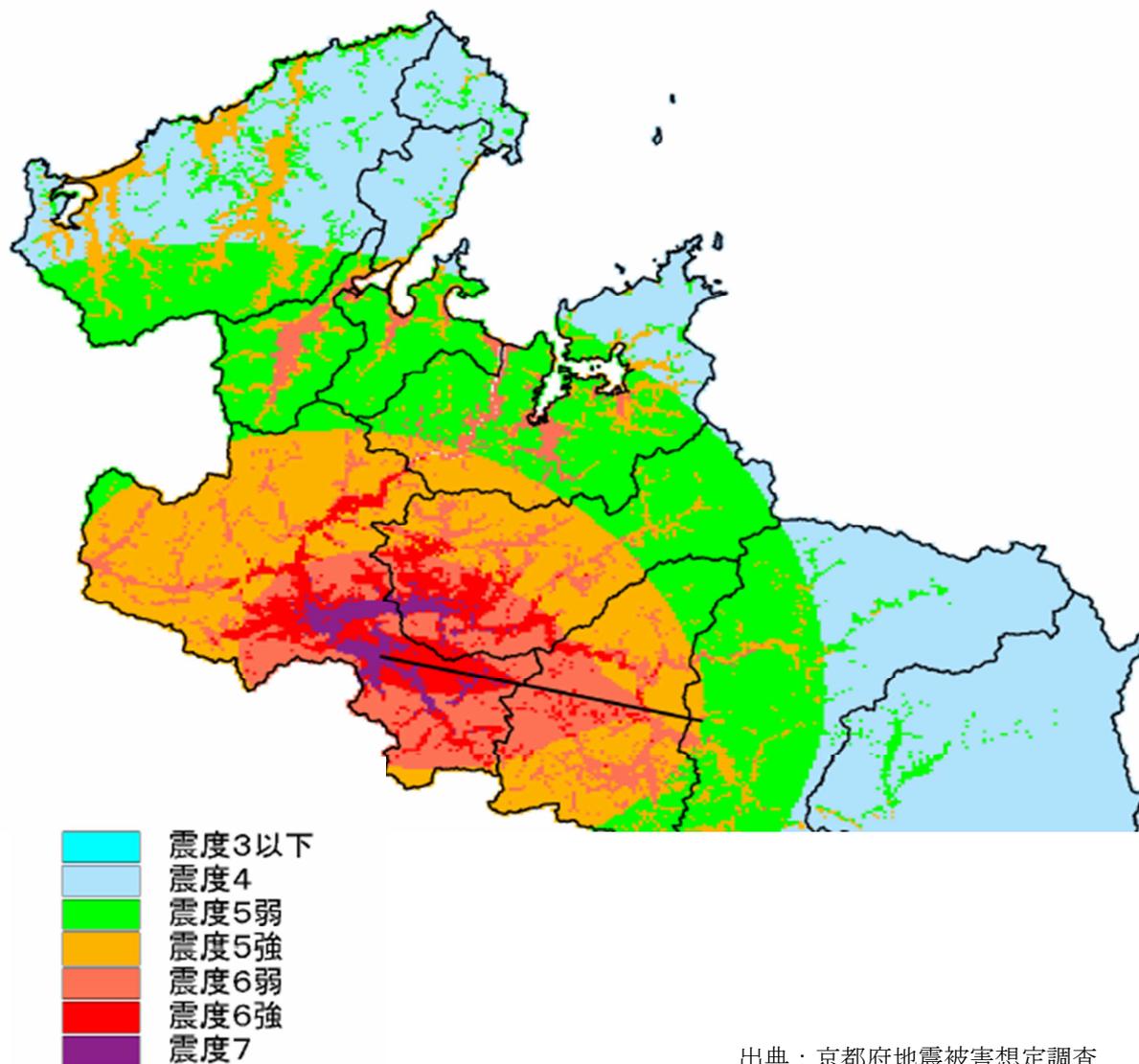


出典：京都府地震被害想定調査

【震度予測】

橋北地域を除く平地部のほとんどで6弱、その他の地域では5弱から5強となる。橋北地域においても、平地部の一部で5強が予想される。

図2-5 震度分布図 — 三峠断層 —



出典：京都府地震被害想定調査

【震度予測】

橋北地域を除く平地部のほとんどで6弱、その他の地区では5弱から5強で、橋北地域については、平地部の一部で5強となるが、断層が比較的南に位置し、影響は少ないと予想される。

2. 住宅の耐震化の現状と目標

(1)耐震化の現状

平成 25 年の「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）によると、本市の住宅総数は 7,680 戸となっており、このうち耐震性のある住宅数は 3,983 戸、耐震性のない住宅数は 3,697 戸となっています。

国が行った住宅の耐震化率の推計方法に基づき、平成 25 年住宅・土地計統計調査により本市の住宅の耐震化率を推定すると、表 2 のようになります。

表2 宮津市の耐震化の現状

		住宅総数		耐震性あり		耐震性なし		耐震化率
住宅総数	昭和 56 年以降	7,680	3,722	3,984	3,722	3,696	—	51.9%
	昭和 55 年以前		3,958		262		3,696	
木造住宅	昭和 56 年以降	6,600	2,872	3,134	2,872	3,466	—	47.5%
	昭和 55 年以前		3,728		262		3,466	
その他の住宅	昭和 56 年以降	1,080	850	850	850	230	—	78.7%
	昭和 55 年以前		230		—		230	

(2)耐震化・減災化の目標

本市の住宅の耐震化率は、平成 25 年度で 51.9%であり、国の 82%、京都府の 81%を下回っています。

京都府の建築物耐震改修促進計画を踏まえ、本市においては、建築物や家具等の倒壊・転倒による犠牲者の発生を減少させるため、京都府の目標である「耐震化率 95%」、「耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を施された住宅（減災化住宅）率 97%」に近づきよう耐震化等の取組みを進めます。

3. 公共建築物の耐震化の現状と目標

(1)耐震化の現状

市の公共施設の耐震改修状況調査（非木造の2階以上又は延べ面積200㎡超の建物を対象）によると、市有公共施設「111棟」のうち耐震性がある施設は「73棟」で、耐震化率「65.8%」となっています。

なお、学校施設(小・中学校)の耐震改修の状況については、現在、改築中の宮津小学校の校舎が完成すると、耐震化率100%に達します。(ただし、閉校している学校を除く。)

(2)耐震化の目標

公共施設については、不特定多数の利用者があり、庁舎、診療施設等、災害時に避難・救援等の拠点として重要な機能を果たす施設が多く、耐震化を促進する必要性が高いことから、計画的に耐震化を図っていきます。

施設の耐震化にあたっては、施設の用途などを勘案し、緊急性の高い施設から順次計画的に実施するよう努め、特に防災上重要な施設としての役割を果たす施設について優先的に耐震化を図っていきます。

4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物は、所管行政庁である京都府と連携し、当該建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開を図ることで、耐震化の促進を図っていきます。

特に、国や地方公共団体の庁舎、病院等の施設、緊急輸送道路沿道(※1)の建築物、危険物を貯蔵している施設等については、地震災害時に避難・救援等で重要な役割を果たす施設であることや被害抑制につながることから、優先順位を高く位置付け、耐震化の促進を図っていきます。

※1 警戒宣言発令時及び地震発生時に、人員、物資等の輸送を行う道路（京都府防災計画で指定）

宮津市内の指定路線： 国道176号、国道178号、京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）、府道綾部大江宮津線（京都縦貫道路から国道176号までの最短区間のみ）、府道浜丹後線

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震化施策の現状

本市においては、災害に強い安全で快適な住宅や住環境づくりの一環として、京都府と連携して、既存建築物に対して以下のような耐震化促進の施策を実施しています。

(1) 宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業

平成 16 年度から「宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業」として、市内の昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅で、耐震性の低い住宅の耐震診断を希望する市民に対して、京都府に登録された耐震診断士を派遣し、耐震化の促進に取り組んでいます。

表3-1 耐震診断事業の実績

実施年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
診断件数	30	20	10	10	10	10	10	10	10	15	10	7	10	162

(2) 宮津市木造住宅耐震改修等助成制度

平成 21 年度から「宮津市木造住宅耐震改修等助成事業」を行っています。

これは、昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅のうち、耐震性の低いものに対して耐震改修に係る費用の一部を補助するものです。平成 27 年度には、簡易耐震改修助成制度を創設するなど、適宜制度を見直し、住宅の耐震化の促進を図っています。

表 3-2 耐震改修等事業の実績

実施年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
耐震改修	5	9	4	2	9	3	4	2	38
簡易改修	—	—	—	—	—	—	0	0	0

(3)地震につよい住まいづくり推進フェア

平成 17 年度から、京都府、京都府建築士会宮津支部、京都府立宮津高等学校等と共催し、宮津与謝管内の地域に対し、地震防災や耐震改修等に関する PR 活動や無料相談会等を実施しています。

(4)地震に強い安心安全なまちづくり出前講座

市内の小中学校を対象に地震防災や耐震改修等に関する意識向上を図るため、平成 17 年度から京都府が実施している「地震に強い安心安全なまちづくり出前講座」の運営に参画しています。

また、本市も木造住宅の耐震診断の「安全でやさしい住まい（講座）」を独自で実施しているほか、リフォーム相談窓口を設置しています。

2. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化の促進は、その所有者等が、耐震対策に向け、自発的・自主的に取り組むことが不可欠となります。

市は、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備や負担を軽減する仕組みづくり、並びに耐震化に関する啓発及び知識の普及等、必要な施策を講じ、耐震改修の促進を図っていきます。

3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての普及啓発や、木造住宅の耐震診断、耐震改修等に対する支援を継続するとともに、高齢者世帯がお住いの住宅で、経済面から住宅の耐震化を行うことが困難な場合については、京都府が実施している「耐震シェルターの設置補助制度」等により、耐震シェルターを設置する支援を行います。

また、耐震性が確保された住宅・建築物の形成を促進するために創設された所得税、固定資産税などの特例措置等の周知に努めます。

4. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備の取組み

市民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士として登録された診断士の紹介を行います。

また、今後も耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に努めます。

5. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組み

(1)地震ハザードマップの活用

ハザードマップは、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報を分かりやすく表示しており、身近に保管し活用されるよう啓発します。

また、これらの情報により、市民に自分の家の被害想定を認識してもらい、耐震化を進めるきっかけとなるよう活用を図ります。

(2)相談体制の充実

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業により、住宅の耐震診断を受けられた市民に対して、その診断結果・内容について分かり易く説明をするとともに、住宅の耐震改修等に関する普及・啓発に努めます。

(3)普及・啓発活動の開催について

京都府、京都府建築士会宮津支部、地元高等学校等と共に行っている「地震につよい住まいづくり推進フェア」及び「地震に強い安全安心なまちづくり出前講座」など、地震被害に対する防災意識や耐震化の重要性の啓発、耐震診断及び耐震改修の普及等を目的とした講座や普及活動の開催を引き続き推進します。

(4)自治会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることを踏まえて、自治会その他各種組織に働きかけを行い、自主防災活動の組織化に努めます。

6. 地震時の総合的な安全対策に関する取組み

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでに全国で発生した地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて、「ブロック塀の倒壊防止対策」、「窓ガラス・屋外広告物などの落下防止対策」、「天井の落下防止対策」、「エレベーターの閉じ込め防止対策」、「耐震シェルターや耐震ベッドの設置」、「感震ブレーカーの設置」や「家具の転倒防止対策」の必要性が指摘されています。これらの対策の重要性について、広く市民に対し情報提供を行うとともに、京都府と連携し、必要な措置を講じるよう誘導・啓発し、地震時の総合的な安全対策を推進します。

(2) がけ崩れや擁壁の崩壊に対する取組み

がけに近接した住宅地や擁壁を有する住宅では、地震発生時にがけ崩れや擁壁の崩壊により大きな被害を受ける可能性があります。したがって、京都府が実施する宅地の耐震化施策に基づき、京都府との連携のもと、がけ崩れや擁壁の崩壊による危険性に関する情報提供を行うとともに、耐震化に向けた施策の取組みを進めます。

第4章 その他耐震化の促進に必要な事項

1. 国・京都府等との連携

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえ、平成 28 年度に京都府が策定した「京都府建築物耐震改修計画」との整合性も図り本計画を進めます。

所管行政庁である京都府との連携を図るとともに、国・京都府が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用しながら、耐震化の支援等を進めます。

2. 計画の推進体制

京都府及び関係団体等で組織される「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、耐震化促進に向けた広報、意識啓発活動等を実施していきます。